2026 年 10 月 30 日

お客様 各位

株式会社ミロク情報サービス

# 外国人向け消費税免税制度（リファンド方式）への移行に伴う MJS システムの対応について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

令和 7 年度税制改正により、外国人向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）が 2026 年（令和 8 年）11 月 1 日から「リファンド方式」に移行します。MJS システムの対応方針と、顧問先に免税店がある場合にご対応いただきたい運用について、下記のとおりお知らせいたします。

敬 具

記

## 1. 2026 年 11 月 1 日から変わること

2026 年（令和 8 年）11 月 1 日から、免税店（輸出物品販売場）の制度が「リファンド方式」に移行します。

リファンド方式では、免税店では販売時に課税売上として計上し、税関の確認後に課税売上から輸出売上へ振り替え、消費税相当額を購入者へ返金します。

これにより、免税販売時の会計処理（消費税コードの入力方法）が変わります。

### ※リファンド方式について

現行制度では、免税店は免税購入対象者に対して店頭で消費税を免除した価格で販売しています（即時免税）。リファンド方式では、いったん税込価格（課税）で販売し、出国時に税関の確認を受け、免税店がその確認情報を保存することで免税販売が成立したうえで、消費税相当額を返金します。

**【リファンド方式の流れ】**

| 順序 | 主体 | 内容 |
|---|---|---|
| ① | 免税購入対象者 | 免税店で旅券を提示する。 |
| ② | 免税販売店 | 税込価格（課税）で免税対象物品を販売し、購入記録情報を免税販売管理システム（国税庁）へ提供する。 |
| ③ | 免税購入対象者 | 購入日から 90 日以内の出国時に、税関で旅券の提示等を行い免税対象物品の確認を受ける。 |
| ④ | 免税販売店 | 購入記録情報と税関確認情報を保存する（この保存により免税が成立する）。 |
| ⑤ | 免税販売店 | 免税購入対象者へ消費税相当額を返金（リファンド）する。 |

## 2. MJS システムの対応について

MJS システムでは、リファンド方式に対応したプログラムの提供予定はございません。制度対応につきましては、会計システムおよび販売システムとも、既存の仕訳入力機能および消費税コード（税区分）を利用した運用にてご対応をお願いいたします。

具体的な運用方法は「３．ご対応いただくこと」をご確認ください。

## 3. ご対応いただくこと

顧問先に免税店（輸出物品販売場）がある場合、2026 年 11 月 1 日以後の免税販売について、以下のとおりご対応をお願いいたします。

### （1）顧問先の確認

顧問先に免税店（輸出物品販売場）があるかをご確認ください。

### （2）該当する顧問先へのご案内

該当する顧問先に、2026 年 11 月 1 日以後の免税販売は「課税売上」で入力し、税関の確認が済んだ分を後から「輸出売上」へ振り替えることをご案内ください。
販売システムをご利用の顧問先には、販売システム側の税区分の変更が必要となることを速やかに連絡します。

### （3）会計処理

① **2026 年 11 月 1 日以後の免税販売は「課税売上」で入力してください**
これまでのように「輸出売上」では入力せず、販売時は消費税を含んだ「課税売上」で計上します。

② **顧問先から税関確認情報を入手し、その分を「輸出売上」へ振り替えてください**
顧問先から税関の確認が済んだ売上げの対象期間・金額をお知らせいただき、振替伝票等にて「課税売上」から「輸出売上」へ振替仕訳を入力し、消費税相当分を未払金として計上します。振替仕訳はその都度でも、月ごとにまとめてでも構いません。
顧問先が販売システムをご利用の場合も、輸出売上への振替は会計システム側で行います。

③ **顧問先が返金を行ったら、振替時に計上した未払金を消し込んでください**
振替処理を行った後に返金する場合は、振替時に計上した未払金を消し込みます。
月次等でまとめて振り替える場合で、振替より先に返金が生じたときは、返金時に仮払金として計上し、月次振替の際に貸方を「未払金」と「仮払金」に分けて処理します。仮払金を使わず、仮受消費税を直接消し込む処理でも差し支えありません。

④ **決算をまたいだ分は、税関確認情報を保存した期で振り替えてください**
販売した期の申告を修正する必要はなく、税関確認情報を保存した期の売上げに係る対価の返還等または課税売上げとした金額を控除する方法で処理します。

### （4）事前に見直しが必要な設定

科目別消費税・定型仕訳等で免税販売の消費税コードを「輸出売上」として設定している場合は、「課税売上」への見直しが必要です。
あわせて、「課税売上」から「輸出売上」への振替仕訳を定型仕訳に登録しておくと、月次の振替作業を効率化できます。

## 4. 会計処理（課税売上から輸出売上への振替）について

リファンド方式では、商品販売時にはいったん課税売上として計上した取引を、税関確認情報の保存により免税要件を満たした後に輸出売上へ振り替える必要があります。国税庁の公表資料では、以下の処理が示されています。

**【振替のタイミング】**

・税関確認情報の取得の都度、対応する課税売上を振り替える方法
・月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法

**【課税期間をまたぐ場合】**

・販売を行った課税期間と税関確認情報を保存した課税期間が異なる場合は、販売した期の申告を修正するのではなく、売上げに係る対価の返還等があったものとして処理する等の方法により、税関確認情報を保存した期において調整することも認められます。
（ただし、販売した期に課税売上げとし、税関確認情報を保存した期に免税売上げとする処理を、継続して行う必要があります。）

**【仕訳例】**

（前提）免税対象物品を 110,000 円（税抜価額 100,000 円・消費税額 10,000 円）で販売した場合。
① 販売時（税込価格で販売し、課税売上として計上する）

| 借方科目 | 消 | 金額 | 貸方科目 | 消 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 現金預金 | － | 110,000 | 売上高 | 20 | 100,000 |
| | | | 仮受消費税 | 20 | 10,000 |

② 税関確認情報の保存時（課税売上を輸出売上へ振り替える）

| 借方科目 | 消 | 金額 | 貸方科目 | 消 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 20 | 100,000 | 売上高 | 60 | 100,000 |
| 仮受消費税 | 20 | 10,000 | 未払金（返金債務） | － | 10,000 |

※ 振替のタイミングは、都度または月次等の一括のいずれでも問題ありません。
※ 一括して計上する場合には、売上計上した際の消費税額と端数処理による誤差が出る場合があります。特に内税入力（消費税コード：10）で処理している場合はご注意ください。

③ 返金時

| 借方科目 | 消 | 金額 | 貸方科目 | 消 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 未払金（返金債務） | － | 10,000 | 現金預金 | － | 10,000 |

④ 月次等でまとめて振り替える場合で、振替前に返金したとき
（前提）〇月中の免税販売が合計 1,100,000 円（税抜 1,000,000 円・消費税 100,000 円）。
うち消費税相当額 20,000 円分は月中に返金済み。
（イ）返金時

| 借方科目 | 消 | 金額 | 貸方科目 | 消 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 仮払金 | － | 20,000 | 現金預金 | － | 20,000 |

（ロ）月次振替時

| 借方科目 | 消 | 金額 | 貸方科目 | 消 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 20 | 1,000,000 | 売上高 | 60 | 1,000,000 |
| 仮受消費税 | 20 | 100,000 | 未払金（返金債務） | － | 80,000 |
| | | | 仮払金 | － | 20,000 |

※ 仮払金を使わず、仮受消費税を直接消し込む処理でも差し支えありません。

⑤ 決算をまたぐ場合（X1 期に販売し、X2 期に税関確認情報を保存したとき／X2 期の仕訳）

| 借方科目 | 消 | 金額 | 貸方科目 | 消 | 金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上値引・返還等 | 22 | 100,000 | 売上高 | 60 | 100,000 |
| 仮受消費税 | 22 | 10,000 | 未払金（返金債務） | － | 10,000 |

※ 税関の確認を受けられなかった場合（購入日から 90 日以内に確認がなかった場合等）は、販売時に計上した課税売上のままとなるため、振替処理および返金は行いません。
※ 上記は税抜経理方式・外税入力による例です。勘定科目・消費税コードは運用により異なります。

## 5. よくあるご質問

**Q１．課税売上から輸出売上への振替は、どのように行うのですか。**

A．現在、該当売上を一覧から選択して税区分を一括変更する機能の提供はございません。振替伝票（仕訳入力）によりご対応をお願いいたします。

**Q２．対象となる取引は一括で選択できますか。**

A．月次等の一定のタイミングで一括して振り替える方法が認められているため、1 件ずつ

振り替える必要はなく、期間の合計額をもとに振替伝票を入力（仕訳入力）する運用が可能です。ただし、一括して計上する場合には、売上計上した際の消費税額と端数処理による誤差が出る場合があります。特に内税入力（消費税コード：10）で処理している場合はご注意ください。

**Ｑ３．税関確認情報は誰が確認するのですか。会計事務所で確認できますか。**

Ａ．税関確認情報を国税庁の免税販売管理システムに照会できるのは、免税店を経営する事業者および承認送受信事業者に限られており、会計事務所が代理で取得することはできません。顧問先（または顧問先が委託している承認送受信事業者）が取得した情報をもとに、税関の確認が済んだ売上げの対象期間・金額をお知らせいただき、その金額をもとに「課税売上」から「輸出売上」への振替仕訳を入力してください。

**Ｑ４．税関の確認が受けられなかった場合はどうなりますか。**

Ａ．販売時に計上した課税売上のままとなり、振替および返金は行いません。

## 6. 参考サイト

国税庁　輸出物品販売場制度のリファンド方式への見直し
（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm）

全国免税店協会　「リファンド方式」特設サイト
（https://zenmenkyo.jp/refund/）

観光庁　【免税店向け】新制度（リファンド方式）に関する情報
（https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00019.html）